

シルバー派遣事業に係る情報提供について（令和7年度）

公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会

労働者派遣法第23条第5項に基づき、労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

（令和7年度労働者派遣事業報告書より）

●シルバー派遣事業概要

実施事務所	派遣労働者数（人） 注1	派遣労働者の役務の 提供を受けた者（派 遣先）の数（社） 注2	派遣料金の平均額 （A）（円） 注3	派遣労働者の賃金の 平均額（B）（円） 注3	マージン率 （A-B）/A （％）
八幡市	85	17	12,328	9,544	22.6%
長岡京市	33	14	11,707	8,879	24.2%
城陽市	26	14	11,304	9,255	18.1%
宇治市	64	28	12,711	9,588	24.6%
福知山市	52	9	11,977	9,143	23.7%
京都市本部	197	83	13,614	10,078	26.0%
京都市東部	60	18	13,539	9,725	28.2%
京都市北部	30	18	13,542	9,749	28.0%
綾部市	56	22	12,820	10,181	20.6%
舞鶴市	30	10	12,251	9,411	23.2%
向日市	45	7	13,062	9,353	28.4%
宮津与謝広域	21	10	13,966	10,709	23.3%
京丹後市	105	16	12,810	9,777	23.7%
亀岡市	25	9	11,415	9,111	20.2%
京田辺市	63	16	13,959	10,385	25.6%
大山崎町	0	0	0	0	0.0%
南丹市福祉	92	12	12,099	9,474	21.7%
久御山町	41	11	12,523	9,490	24.2%
木津川市	16	5	11,918	9,136	23.3%
精華町	13	8	12,899	9,498	26.4%
京丹波町	10	6	11,743	8,994	23.4%

（注1）報告対象期間末日現在の人数 （注2）事業実施期間中の派遣先数 （注3）1日（8時間）当たりの額

●労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定締結の有無： 無

●派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

・キャリアコンサルティングの相談窓口： 京都府シルバー人材センター連合会 各実施事務所に設置

●教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	開催回数（回）
接遇講習	短時間1年以上雇用見込みのある者	7
初任者研修	短時間1年以上雇用見込みのある者	20
職能別訓練	短時間1年以上雇用見込みのある者	2
その他の教育訓練	短時間1年以上雇用見込みのある者	9

●福利厚生に関する事項

- ・労災保険、有給休暇
- ・指定宿泊施設会員割引制度等（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください）
- ・健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）

※ただし、加入要件を満たす場合は適用します。